

令和 2年 4月10日

(株) 鳴尾機設

山本 重樹 様

兵庫県知事 井 戸 敏



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 3月 17日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	兵庫県知事 許 可 (般 一 2) 第 212208 号
許可の有効期間	令和 2年 4月 10日から 令和 7年 4月 9日まで
建設業の種類	

とび・土工工事業
解体工事業

機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 3月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)